

第 8 5 号議案

中野区障害者福祉手当条例及び中野区難病患者福祉手当条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

所得税法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区障害者福祉手当条例及び中野区難病患者福祉手当条例の  
一部を改正する条例

(中野区障害者福祉手当条例の一部改正)

第1条 中野区障害者福祉手当条例(昭和49年中野区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「前前年」を「前々年」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(中野区難病患者福祉手当条例の一部改正)

第2条 中野区難病患者福祉手当条例(昭和51年中野区条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「前前年」を「前々年」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)による改正後の中野区障害者福祉手当条例第3条第1項第5号の規定は、平成31年8月以後の月分の障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)による改正後の中野区難病患者福祉手当条例第2条第3号の規定は、平成31年8月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。